医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十一号

医師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（法第十七条の二第一項の政令で定める医業）

第十三条　法第十七条の二第一項の政令で定める医業は、処方箋の交付とする。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　後藤　茂之

内閣総理大臣　岸田　文雄

条　約

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第一号

社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定

日本国政府及びスウェーデン王国（以下「スウェーデン」という。）政府は、社会保障の分野における相互の関係を規律することを希望して、次のとおり協定した。

第一部　総則

第一条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はスウェーデンをいう。

(b)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

スウェーデンについては、スウェーデンの国籍に関する法律にいうスウェーデン国民

(c)　「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度に関する日本国の法律及び規則

スウェーデンについては、次条1(b)に掲げる事項に関するスウェーデンの法律及び規則

(d)　「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度を管轄する政府機関

スウェーデンについては、スウェーデン政府又はスウェーデン政府が指定する当局

(e)　「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1(a)に掲げる日本国の年金制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

スウェーデンについては、次条1(b)に掲げる事項に関する法令の実施に責任を有する当局

(f)　「保険期間」とは、次の期間をいう。

日本国については、日本国の法令による保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際し当該法令に基づいて考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であってこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

スウェーデンについては、スウェーデンの法令による給付を受ける権利の取得のために用いられる保険料納付期間、保険期間又は居住期間

(g)　「給付」とは、一方の締約国の法令による年金その他の現金給付をいう。

2　この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、適用される法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条　この協定の適用範囲

1　この協定は、

(a)　日本国については、次の日本国の年金制度について適用する。ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であって、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(i)　国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii)　厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(b)　スウェーデンについては、次の事項に関する法令について適用する。

(i)　疾病補償及び活動補償

(ii)　所得に基づく老齢年金及び保証年金

(iii)　遺族年金及び遺児手当

(iv)　(i)から(iii)までに掲げる事項に関する法令に係る社会保障の保険料

2　この協定は、両締約国の法令の全ての改正についても適用する。ただし、その改正の前に当該法令により規律され、又は実施されていた制度の範囲が、当該改正により実質的に変更されない場合に限る。

第三条　この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けており、又は受けたことがある者及びこれらの者に由来する権利を有するその他の者について適用する。